



glafit のプレスリリース(2021.07.02)

報道関係者各位

glafit

ハイブリッドバイク GFR は、「車両区分を変化させることができるモビリティ」の日本初の車体(第 1 号案件)に！

ハイブリッドバイク GFR は、モビチェンを取り付ければ、道路交通法上、電動バイクと自転車の区分の切替えが認められることとする通達が警察庁から発出され、日本全国で運用開始へ

ハードモビリティベンチャーの glafit 株式会社(グラフィット、本社:和歌山県和歌山市、代表取締役社長:鳴海禎造、以下当社)は、glafit が製造販売をする「ハイブリッドバイク GFR(以下、GFR)」に「モビリティ・カテゴリー・チェンジャー(以下、モビチェン)」の機構を取り付けた場合は、電動バイクと自転車の切替えを認める通達が警察庁より発出され、昨 7 月 1 日に公表されましたことをお知らせいたします。

通達文:

警察庁交通局交通企画課長及び警察庁交通局交通指導課長発、警視庁交通部長及び各道府県警察本部長宛て、令和3年6月28日付 警察庁丁交企発第270号、警察庁丁交指発第60号「「車両区分を変化させることができるモビリティ」について(通達)」

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/kouki20210628.pdf>

当社は、内閣官房日本経済再生総合事務局(現・成長戦略会議事務局。規制のサンドボックス制度 政府一元窓口)のサポートを受けて和歌山市と、規制のサンドボックス制度に共同申請し、2019年10月17日に実証計画が認定されました(経済産業省、警察庁、国土交通省認定)。この認定に基づいて2019年11月から行ってきた実証実験を経て、当社のハイブリッドバイク GFR に要件を満たす「モビチェン」機構を自社開発しました。関係省庁でもご検討をいただき、警察庁での最終確認を経て、車両区分の切替え第 1 号案件として、1 台の車両で電動バイクと自転車の切替えを認める通達が出されました(2021年6月28日発出、2021年7月1日公表)。

これまで「ペダル付きの原動機付自転車」は、原動機を作動させずペダル走行させる場合であっても、原動機付自転車の属性は変化せず、例えば原動機付自転車が運転可能な場所(通行区分)や運転方法に従うことになっていました。※1

今般の改正(解釈変更)により、モビチェン機構を取り付けたハイブリッドバイク GFR は、モビチェンの操作により、原動機を作動させずペダル走行させる場合は、道路交通法上、自転車となり、自転車が通行可能な場所(通行区分)や運転方法に従うことになります。

(尚、切替は、道路交通法上の取扱いとして認められたものであり、道路運送車両法では原動機付自転車で変わりません。)

規制のサンドボックス制度を利用し、モビリティ分野で道路交通法の解釈変更が認められ、実際に運用が始まります。こうした取扱いとなる、日本で初の車体です。

※1 「ペダル付きの原動機付自転車」の取扱いについて(平成 17 年 3 月 警察庁交通局)

参考リンク <https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku44/pedal.pdf>

変更点について

車両	モード	通達発出前		通達発出後	
		道路交通法	道路運送車両法	道路交通法	道路運送車両法
モビチェンの ついていないGFR	電源切	原付			
	ECOモード				
	MIDモード				
	HIGHモード				
モビチェン装着の GFR	電源切	/		原付	原付
	電源切・切替			自転車	
	ECOモード			原付	
	MIDモード				
	HIGHモード				
他社のペダル付き の原動機付自転車		原付			

原付の走行場所：車道のみ

普通自転車の走行場所：車道、自転車道、自転車通行帯、路側帯、一部歩道

(※道路交通法に定められた方法に従う必要があります。)

モビチェンについて



(参考画像)GFR-02 取付時のモビチェン。左電動バイクモードの時、右自転車モードの時。特許 6806398・特許 6814501・特許 6829511 取得済み。

モビチェンは、切替えを認められる要件を満たすように、警察庁の指導を受けながら、当社が開発した専用の機構です。

まず、当社の製造販売する次期 GFR シリーズ(GFR-02 という)へのオプション対応を行い、その後は前モデル(GFR-01 という)へのオプション対応を行ってまいります。更に、今後はモビチェンを活用した新しいモビリティの開発も行っていく予定です。

また、今回の規制のサンドボックス制度を利用して得た知見を含めた成果であるモビチェンについては、新しい電動マイクロモビリティの可能性を広げる一歩になり規制改革の呼び水となりました。新たなモビリティに係る安全性や利便性の分析や新たな交通ルールの在り方を幅広く検討するために、2020年7月から開催されてきた「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」※2では、2021年4月に中間とりまとめを行い、交通ルール等の在り方に関する方向性として、車両区分についての新たな交通ルールについては、一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分けるとともに、外部に表示を行った上で、走行場所について切替えを認めることとしています。

当社としては“ハイブリッドバイク”という新ジャンルを切り開き、市場のパイオニアとして広く普及促進していくために、志を同じくしていただける企業と特許ライセンス提供契約を結び、車両区分の切替えを伴うモビリティ分野の発展に寄与してまいります。また、今後も電動マイクロモビリティの可能性を広げるような新しいモビリティの開発を行ってまいります。

※2 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 中間報告概要

参考リンク <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/mobility/interim-houkoku-gaiyou.pdf>

●モビチェンの操作について

電動バイク(原付)から自転車への切替えを行う場合

1. バイク本体の電源を切る
2. モビチェンの左ボタンを押しながら右のボタンを押し、カバーを引き上げる。

→自転車として走行可能

自転車から電動バイク(原付)への切替えを行う場合

- 1.モビチェンの左ボタンを押しながら右ボタンを押すと自動でカバーが下がり電源が入る
 - 2.ECO モード(ペダル走行)から MID モードもしくは HIGH モードに切り替える
- 電動バイク(原付)として走行可能

●モビチェンの取付について

- ・GFR への取り付けは、glafit 販売店もしくはメンテナンス店でのみ可能です。
- ・他社製の「ペダル付きの原動機付自転車」への取り付けはできません。

今後について

全国で運用を開始するにあたり、モビチェン装着の GFR-02 の走行が始まる前に、まず都府県警と地元メディア向けにモビチェンの具体的な操作方法や安全対策などの説明と GFR の試乗のキャラバンを行って普及活動を実施致します。

特に利用ユーザー様が多い都府県を中心に、今後日程調整の上おこないます。

キャラバン予定：警視庁、千葉県警、埼玉県警、神奈川県警、静岡県警、愛知県警、大阪府警、和歌山県警、京都府警、兵庫県警、福岡県警

glafit について

glafit は開発、製造、販売、カスタマーサービスまで一貫して手掛ける和歌山発のハードモビリティベンチャーです。移動をエンターテインメントに変え、人々の生活をより豊かにしてまいります。

「移動を、タノシメ！」をスローガンに掲げ、皆さんに新しい移動体験をお届けするモビリティを開発提供していきます。

・ハイブリッドバイク GFR-02 とは



公道走行 OK ! 「自転車」×「バイク」のハイブリッドバイク

GFR-02 は、原付第一種として道路運送車両法に合致する保安部品を完備した「自転車」と「バイク」を掛け合わせた、100%電動のハイブリッドバイクです。自転車モードでは自転車と同様にペダルを漕ぐだけで、バイクモードではスロットルを廻すだけで走行することが可能です。

コンパクトに折りたたみが可能で、車のトランクに載せたり、電車などでの輸行も可能です。

販売価格 198,000 円(税込)

GFR-02: <https://glafit.com/products/GFR/GFR-02/>

glafit 株式会社の概要

所在地:和歌山県和歌山市出島 36-1

代表者:代表取締役 CEO 鳴海 禎造

資本金:2.7 億円(準備金含む)

社員数:15 名(令和 3 年 6 月 1 日現在)

設立年月日:2017 年 9 月 1 日

WEB サイト: <https://glafit.com/>

【本件に関する報道問い合わせ先】

glafit 株式会社 広報:安藤

〒640-8032 和歌山県和歌山市出島 36-1

Email : pr@glafit.com